

9 公害苦情の処理状況

1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 公害苦情の処理期間

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

3 公害苦情の受付状況

(1) 公害苦情の受付件数

令和 7 年度における本市の公害苦情受付件数は 96 件で、前年度の 96 件と比較し、6 件増加し、公害苦情の種類別では、悪臭に関する苦情が 9 件増加し、騒音に関する苦情が 6 件減少しました。

(2) 公害苦情の種類別受付件数

令和 7 年度における本市の公害苦情を種類別にみると、騒音が 35 件（約 37%）と最も多く、大気汚染が 18 件（約 19%）、悪臭が 25 件（約 26%）、水質汚濁が 10 件（約 10%）、振動が 2 件（約 2%）及びその他が 6 件（約 6%）でした。

なお、令和 6 年度公害苦情調査結果報告書（公害等調整委員会事務局，令和 7 年 12 月）によれば、全国の公害苦情受付件数は約 7 万件であり、そのうち典型 7 公害の種類別にみると、騒音が約 39.5%と最も多く、次いで大気汚染が約 26.5%、悪臭が約 19.2%、水質汚濁が約 9%、振動が約 5.2%、土壌汚染が 0.5%及び地盤沈下が 0.1%でした。

